

議案第143号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第18条中「から前条まで」を「及び第16条」に改め、「又は第15条の基礎賦課額と前条の基礎賦課額との合算額」を削り、「第27条第1項第1号」を「第27条第1項」に改める。

第19条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とする。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第24条中「前3条」を「第21条及び前条」に改める。

第25条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とする。

第27条第1項本文を次のように改める。

保険料は、当該年度分の基礎賦課額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）及び当該年度分の介護納付金賦課額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合算額の10分の1の額（以下「月割額」という。）を基礎として次項の規定により算定した額を6月から翌年の3月までの各月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日とする。）までに納付しなければならない。

第27条第1項各号を削り、同条第2項中「前項各号に規定する額」を「月割額」に、「すべて当該各号の」を「、すべて」に改める。

第28条中「から第17条まで」を「及び第16条」に、「から第23条まで」を「及び第23条」に、「第29条第1項各号」を「次条第1項各号」に改める。

第29条第1項中「から第17条まで」を「及び第16条」に改め、「又は第15条の基礎賦課額と第17条の基礎賦課額との合算額」を削り、同条第2項中「から第17条」を「及び第16条」に、「から第23条」を「及び第23条」に改める。

附則第9項から附則第12項までを削り、附則第13項を附則第9項とし、附則第14項から附則第16項までを4項ずつ繰り上げる。

附則第17項中「附則第15項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第18項を附則第14項とし、附則第19項から附則第23項までを4項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、平成20年度分の保険料から適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

保険料を納付する月を6月から翌年の3月までの各月にすること等のため、この条例を制定するものである。

